

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
1. 共生社会づくり							
(1)①障害者差別的解消と障害者理解の促進	(ア)障害者差別解消法の周知、「障害の社会モデル」の啓発	差別解消に関する講座の実施回数				コロナ禍で、研修の場等の機会が減少したが、Zoomや動画配信を利用するなど、開催方法を工夫して実施した。令和5年3月には、共生条例の理念に共感する事業者が店舗等に貼付する共生サポーターステッカーを作成した。 圏域ごとに県（健康福祉事務所を含む）、市町担当者、アドボケーターが参加する圏域情報交換会を実施するなどして連携した体制強化に努めた。	改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行されることから、共生社会サポーターステッカーなどを利用しながら民間事業者に対する啓発を強化するとともに、発達障害の疑似体験等により子どもを含む幅広い層への普及・啓発に引き続き取り組んでいく。
	(イ)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施	50回/年	44	42	51		
	(ウ)差別解消のためのネットワーク構築	相談体制の充実	—	—	—		
(1)②権利擁護の推進	(エ)成年後見制度の利用促進	全福祉圏域での中核機関の設置	—	—	—	健康福祉政策課、医療福祉政策課と連携し利用促進連絡会議、市町向け実務研修を開催した。	令和5年度に滋賀県における成年後見制度利用促進（権利擁護支援）に関する取組方針を策定し、引き続き成年後見制度利用促進協議会および市町研修に取り組んでいく。
(2)①意思決定支援の推進	(イ)障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援の実施者の育成	意思決定支援に関する研修修了者数 150人（3年間累積）	—	26	41 （累積）	令和3年度から新たに実施した研修であり、令和3年度に26名、令和4年度に15名が受講した。新型コロナウイルスの影響により、研修募集定員を減らしたが、無事に研修を実施することができた。	引き続き、研修の周知に努め、相談支援専門員への理解促進および障害のある当事者の意思決定支援の充実に努める。
(3)①県と市町の連携による意思疎通支援の充実	(ア)手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討	条例制定に向けた検討を進める	小委員会を計3回開催	協議会を計4回開催	専門部会を3回開催	令和3年度末の第4回滋賀県障害者施策推進協議会において、条例の形を「一体型」とする合意が得られた。令和4年度に専門部会を3回開催し、条例の内容について検討を行った。	R5年度に1回条例検討専門部会を開催するなど、条例案作成を進めている。
(4)②交通におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化	(イ)交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進	駅のバリアフリー化率（乗客1日3千人以上）：100%	88.9	90.5	90.5	鉄道事業者および市町が実施する鉄道駅のバリアフリー化等に対して費用の一部を補助することにより、県内鉄道駅のバリアフリー化に寄与した。	県内鉄軌道駅のバリアフリー化を促進するため、鉄軌道駅に関する段差の解消等に係る施設整備費用を継続的に支援していく必要がある。
2. とともに暮らす							
(1)①地域における住まいの場の確保	(ア)グループホームの整備促進	利用見込数：1,634人 ※市町における利用見込人数の総数	1,518	1,786	1,945	令和4年度末のグループホームの利用定員は1,945人分であり、令和5年度の利用見込み数を上回る状況となっている。	地域間の偏りや、重度障害のある方の利用が難しいなどの課題があり、重度障害のある方の対応が可能なグループホームの整備を進める。
(1)②障害者支援施設や精神科病院からの地域移行を促進し地域で暮らし続けるための支援の充実	(ア)地域生活への移行の促進	49人 （R3年度～R5年度の累積） ※市町における目標人数の総数	19	7	3	新型コロナウイルスの影響により、入所施設等において断続的に陽性者が発生し、移行者数が伸び悩んでいるものの、モデル事業を活用し、地域移行のための体験利用機会を確保することができた。 各地域での拠点確保のため、各市町や地域自立支援協議会において検討・注力されてきた結果、拠点整備率の全国平均を上回る形で進めることができた。	モデル事業に実施により明らかになった課題等について、国への制度提案を行うとともに、他圏域への展開に向けた検討を行い、地域生活の実現に取り組む。 引き続き、拠点整備に係る好事例等の情報提供に努め、令和6年度末までに全县において拠点整備が進むよう支援する。
	(カ)地域生活支援拠点等の整備	各市町または各圏域に少なくとも1つ確保および機能の充実	5	8	8		
(1)③地域生活を支える相談支援体制の充実	(エ)福祉圏域における総合的、専門的な相談支援体制の充実	各市町または各福祉圏域において、体制を確保		14	16	基幹相談支援センターの整備に伴い、より身近な地域での専門的な相談支援体制整備を進めることができた。 新型コロナウイルスの影響により、研修募集定員を減らしたが、無事に研修を実施することができた。	市町等から相談支援専門員のさらなる養成について要望が寄せられており、研修の質を保ちながら、研修の充実に努める。
	(カ)相談支援専門員の養成および育成	計画相談支援等に主に従事する相談支援専門員数：336人		318	332		

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
(1)④新型コロナウイルス等感染症への対策について	(ア)障害福祉サービス事業者等における新型コロナウイルス等感染対策への支援	各事業所が感染症に適切に対応できる				感染症対策担当課と連携し、事業所の職員に対し、感染予防策の周知を図るとともに、感染症が発生した施設へのクラスター班の派遣や緊急的な物資の供給、掛かり増し経費の補助など、事業所のコロナ対策を支援した。指定障害福祉サービス事業者への実地指導の際に感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定に向けて検討するよう指導しており、個別の指導と全体への周知の両面から計画策定の促進ができた。	新型コロナウイルス感染症の感染状況に対応した支援を継続する。 令和5年度については、5類移行後もイベントベースサーベイランス事業の継続や抗原定性検査キットの配布を実施する。 令和5年度以降も引き続き、実地指導において業務継続計画の有無を確認するとともに、集団指導において業務継続ガイドラインを周知するものとする。 こころの電話相談に相談先を変更して周知を行い、相談対応を継続する。
	(イ)障害のある人が新型コロナウイルス等の感染等により生活困難な状況になった場合の支援	障害のある人が在宅生活を継続できる	—	—	—		
	(ウ)新型コロナウイルス感染者や医療従事者等に対するこころのケア	感染者、家族、医療従事者等の不安を和らげる					
(2)①重症心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実	(ウ)障害特性に応じた相談支援体制の充実	各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を中心とした体制を整備	—	—	—	医療的ケア児者支援コーディネーター養成については、継続して実施し、新規修了者を確保している。各市町における医療的ケア児等コーディネーターの活用や役割の認識については、差がみられる。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として、コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況の把握と検討、各市町によるコーディネーター養成研修修了者活用、役割整理の働きかけおよび同修了者の名簿掲載および情報提供を継続するとともに、重心ケアマネジメント支援事業を継続する。
(2)②行動障害のある人への支援の充実	(ア)地域支援基盤の充実	強度行動障害のある人が地域生活を継続できる基盤を充実させる	—	—	—	滋賀県重度障害者地域包括支援事業において、市町における強度行動障害のある人が通所する生活介護事業所と巡回支援利用日数を把握し、滋賀県発達障害者支援センターから巡回支援を実施した。 令和4年度からは各圏域の発達障害者支援ケアマネジャーが参画することで、地域で強度行動障害のある人への支援体制の充実を図った。	令和5年度からは滋賀県重度障害者地域包括支援事業から発達障害者支援センター運営事業として実施する。
	(イ)支援人材の養成および育成	強度行動障害支援者養成研修 基礎研修修了者数：180人／年 実践研修修了者数：120人／年	159 108 51	247 175 72	341 216 125	新型コロナウイルスの感染対策を講じながら、令和5年度目標を超える人数の受講者とする事ができた。	引き続き、研修の周知に努め、強度行動障害を有する者への理解促進および地域の人材育成に寄与するよう努める。
(2)③発達障害のある人への支援の充実	(ウ)支援にかかわる人材の育成	1. 発達障害者支援センターによるコンサルテーション：750件 2. 発達障害者ケアマネジメント支援事業所による福祉圏域関係機関へのコンサルテーション：2,000件	1075 1449	809 1848	786 1283	関係機関へのコンサルテーションを継続することで、相談支援担当者のスキル向上が図られている。	一次、二次、三次支援機関の重層的な支援体制を構築していくとともに、各福祉圏域のケアマネ支援事業所（二次支援機関）県発達障害者支援センター（三次支援機関）の果たすべき役割の明確化と機能強化を図っていく。
	(エ)家族への支援の充実	ペアレントメンターの人数：50名	14	18	25	令和4年度は、7名がペアレントメンター養成研修を受講した。ペアレントメンターは各市町で活用いただいているが、十分に活用しきれてない現状がある。	県発達障害者支援センターともペアレントメンターの情報を共有し、市町を超えて活用できる体制を検討していく。

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
(2)⑤高次脳機能障害のある人への支援の充実	(ア)圏域における支援体制の充実	高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：30名(累積)	—	29	30	平成27年から実施した高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者は計169人となり、保健、医療、福祉、介護等分野において高次脳機能障害の基礎知識について一定普及することができた。 各圏域において相談や連携を図るネットワークを整備してきたが、地域で主体となるのが3圏域に留まっていることや社会的行動障害に対応できる機関が少ないことから、当事者や家族が地域で望む暮らしができるよう、圏域特有の課題への対応や医療機関への高次脳機能障害の理解のための啓発・研修の開催や関係機関への働きかけが引き続き必要である。	高次脳機能障害のある方が適切な医療機関や支援機関につながることをできるように、引き続き研修内で周知を行っていく。
(2)⑦高齢障害者への支援の充実	(イ)共生型サービスの普及	制度の普及と必要に応じた整備を進める	—	—	—	障害福祉の共生型サービスの事業所数が令和3年度末から令和4年度末時点で8→14事業所に増加させることができた。	共生型サービスの事業所数を増加させるため、引き続き、周知・啓発を図る。
(2)⑨ひきこもり状態にある人への支援の充実	(イ)ひきこもり支援センターの強化	専門的助言等を行う機能の強化	—	—	—	保健所ひきこもり支援担当者連絡会を開催し、事業取り組み状況や事例について、情報共有・意見交換を行い、各機関の機能推進及び資質の向上を図った。	更なる連携強化および支援者間の情報・課題共有円滑化を目的として、県域の支援者交流会・関係者会議の開催や、圏域で実施されるネットワーク会議・支援者交流会への参画を行う。また、圏域の中での丁寧なアウトリーチ支援を実施する。
	(工)教育との連携強化	県と市町、福祉と教育の間の情報共有等の仕組みを整える	—	—	—	県内すべての市町において、県と市町・教育と福祉の四者で協定を締結することができた。	好事例を共有するなど、活用の促進と中身の充実を図っていく。
(3)①障害の状況に応じた専門的な医療の提供と障害の特性に配慮された診療体制の充実	(オ)精神障害のある人に関する保健・医療サービスの充実	専門医療機関、依存症治療拠点機関、相談拠点が機能強化される ■依存症(アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症等)	—	—	—	依存症の専門医療機関であり、治療拠点である精神医療センターと、相談拠点の精神保健福祉センターとの連絡会議を通して、現状を共有した。 令和4年度に医療機関・相談支援機関・民間支援団体等の依存症に係る対応や関係機関との連携状況等の実態を把握する依存症実態調査を実施した。	アルコール専門医療機関や相談拠点の拡充に向けて検討が必要。 令和5年度は、平成30年3月に策定したアルコール健康障害対策推進計画の最終年度であり、計画の見直しと、都道府県計画の策定が努力義務となっているギャンブル等依存症対策を含めて、(仮)依存症総合対策計画の策定が必要である。
(4)①防災体制の充実	(イ)災害時要配慮者の避難支援	要配慮者が災害時に速やかに安否確認や避難できる体制の確保	—	—	—	市町における個別避難計画作成を推進するために『滋賀モデル』を構築し、県内16市町が計画作成に着手することが出来た。また、計画作成の取組に重要な防災部局と保健・福祉部局の連携促進につながる人材育成や市町向け研修会を実施することが出来た。	個別避難計画の作成には、福祉専門職等の参画が重要であることから、福祉専門職向けの研修ツールの開発や県庁内の防災と保健・福祉の連携強化に努めていくとともに、引き続き市町における個別避難計画作成を推進するために、伴走支援を行う。
(5)①サービス提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成	(ア)相談支援専門員の養成及び育成	計画相談支援等に主に従事する相談支援専門員数：336人	—	318	332	新型コロナウイルスの影響により、研修募集定員を減らしたが、無事に研修を実施することができた。	市町等から相談支援専門員のさらなる養成について要望が寄せられており、研修の質を保ちながら、研修の充実に努める。
	(ウ)行動障害のある人への支援人材の養成および育成(再掲)	強度行動障害支援者養成研修 基礎研修修了者数：180人/年 実践研修修了者数：120人/年	159 108 51	247 175 72	341 216 125	新型コロナウイルスの感染対策を講じながら、令和5年度目標を超える人数の受講者となることができた。	引き続き、研修の周知に努め、強度行動障害を有する者への理解促進および地域の人材育成に寄与するよう努める。
(5)②滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進	(ア)多様な人材層の参入促進	支援人材の確保	—	—	—	令和3年度に続き、新たに事業所の処遇改善加算の算定に必要な規程類の作成支援や障害福祉の仕事の魅力発信事業を実施し、人材確保・定着に取り組んだ。	処遇改善加算等取得促進事業を通じて、職員の待遇の向上に寄与し、人材確保を促進させる。 引き続き職員の資質向上を押し進めると共に、資質向上が職員のやりがいを創出させ、職場定着につなげることが重要である。
	(ウ)職場定着支援および人材育成	職場定着の促進	—	—	—		

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
3. とともに育ち・学ぶ							
(1)②重症心身障害児や医療的ケア児、難聴児に対する支援体制の強化	(ア)サービス提供体制の整備促進	重心・医ケア児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービス事業所について、各市町または各福祉圏域において1カ所以上確保	—	—	—	令和4年度時点では、重心向け児童発達支援事業所を3圏域 7事業所、重心向け放課後等デイサービス事業所を5圏域 16事業所確保できた。	湖北・高島圏域への重度心身障害児に対応する事業所が確保されておらず、各圏域に1カ所以上確保する。
	(イ)市町等における関係機関の協議の場の設置およびコーディネート機能の確保	各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を中心とした体制を整備	—	—	—	医療的ケア児者支援コーディネーター養成研修を実施するとともに、研修受講者の配置機関の一覧を公開し、地域における支援体制の充実に取り組んだ。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として、コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況の把握と検討、各市町によるコーディネーター養成研修修了者活用、役割整理の働きかけならびに同修了者の名簿掲載および情報提供を継続する。
(1)③ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化	(イ)福祉等関係機関と教育機関との連携	個別の指導計画・個別の教育支援計画を活用した支援の充実と、各段階における教育の支援体制の整備	—	—	—	・小中学校の個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率は前年度より上がり、個別の指導計画については小中学校ともに100%を達成した。高校においては個別の教育支援計画の作成率は上がったが、個別の指導計画については、作成数は増えているものの、作成率は下がっている。 ・特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業では、研究モデル地域における教員の専門性の向上を図るとともに、個別の指導計画を中心に置いた教科指導を実践し、効果的な指導実践について蓄積した。	・研修会や、市町教育委員会や学校訪問等の機会を捉え、両計画の意義や活用、特別支援教育推進体制の充実についてさらに周知を図る。 ・特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業により、市町の研修等に発達障害支援アドバイザーを派遣し、効果的な指導実践について啓発・普及するとともに、好事例や効果的な指導・支援の実践事例を掲載した授業づくりのヒント集を作成し、個別の指導計画等の活用の促進を図る。 ・小中学校・高等学校特別支援教育コーディネーター研修における福祉分野との連携強化の場を引き続き設け、福祉分野等とのさらなる連携を図る。
(2)①切れ目のない指導・支援	(ア)個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用	個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率：共に100%	小99.0、 90.4 中98.1、 89.9 高95.4、 83.2	小99.9、 95.4 中99.6、 95.2 高92.7、 80.3	小100、 98.2 中100、 98.7 高88.9、 88.0		
(3)①教育と福祉の連携推進	(ア)教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所事業所等との関係構築の「場」の設置	教育と福祉の連携の推進を図る	—	—	—	・一部の地域では、放課後等デイサービス事業所が特別支援学校を訪問し対象児の様子を見学し、教員と懇談して指導支援の方法を共有するなど連携を深めている。	学校と障害児通所事業所等との関係は構築されてきている。今後も両者の連携を深めるための地道な取組が必要。

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
4. とともに働く							
(1)②雇用の場の確保および拡大	(ア)雇用の場の確保	職場開拓による雇用の場の充実	—	—	—	障害者働き・暮らし応援センター事業により職場開拓員を配置し、地域の企業を訪問する等、障害者雇用にかかる意向を把握するとともに、障害者のニーズにあった就業の場を開拓した。	令和4年6月1日現在における県内の障害者雇用状況は、民間企業の実雇用率が2.46%、法定雇用率達成企業の割合が58.6%と、いずれも全国平均を上回っているが、半数近くの企業で法定雇用率が達成できていないことから、企業に対する職場開拓を一層推進していく。
(1)③就労移行支援と職場定着支援の充実	(ア)就労支援を行う職員の意識及び支援技術の向上	就労支援人材の専門性向上	—	—	—	就労移行支援事業所等の職員に対し就労アセスメント手法研修や企業実習等を実施し、企業の求める人材ニーズや雇用現場の環境等の状況等を実践的に学ぶことにより、職場開拓が適切に行える職員の育成を行った。	令和4年12月16日付け厚生労働省より、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望や就労能力等に合った選択を支援する新たなサービス(就労選択支援)が3年を超えない範囲内で創設されることが明らかになったことから、当該サービスの狙いや効果を十分に研究した上で、本人に寄り添った支援に向けて本事業の研修内容の見直しを行っていく。
(1)③就労移行支援と職場定着支援の充実	(エ)就労が定着するための支援	福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合：70%	—	38.20%	36.70%	令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、関係機関の役割や就労支援までの関わりについての整理が課題としてあがっていたことから、関係機関の適切な役割分担や就労定着支援を含む就労支援の本来の流れを整理し、説明会等を行うことで適切な連携に向けた取組を行った。	令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、挙げられた9つの問題に対する具体的な取組を引き続き実施していくとともに、一定期間経過後にモニタリングを実施し検証を図る。
(2)②就労収入の向上	(ア)就労支援技術向上および事業経営ノウハウ獲得等の支援 (イ)障害福祉就労施設等への発注促進	平均工賃月額30,000円以上の就労継続支援B型事業所の全体に占める割合：30%	11.5	11.8	16.0	障害福祉サービス事業所における仕事おこし事業等により、就労支援事業所等にアドバイザーを派遣し、経営や業務の改善指導などを行うとともに、農福連携に取り組む事業所の支援を実施し、就労収入の向上を図った。	就労継続支援B型事業所の利用者の平均工賃が3万円以上の事業所の割合は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度から令和2年度にかけて減少しており、令和3年度、令和4年度と増加したものの、目標を達成できていないことから、引き続き、業務改善支援、仕事の創出支援等を行う必要がある。
(4)①働き・暮らし応援センター等をはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実	(ア)地域における就労支援システムの充実	地域における支援体制の充実	—	—	—	障害者の就労については、国と県で支援する就労および生活支援を行う「障害者就業・生活支援センター事業」と、県と市町で支援する職場開拓および定着支援を行う「働き・暮らし応援センター事業」を併せて行うことで、一体的な支援を効果的に実施している。R3年度に「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」と題してとりまとめた報告書において、R4年度は、支援機関の役割と適切な流れについて整理した上で、圏域にあった連携を進めることについて説明・呼びかけを図った。	関係機関の役割分担等ができておらず、働き・暮らし応援センターに過重な負担がかかっている圏域も見られることから、各圏域において適切な連携について引き続き検討を行っていくとともに、就労ネットワーク事業の労働・福祉・教育等との関係機関を交えた協議会の場を活用し、支援体制の充実を図っていく。

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
5. ともに活動する							
(1)①障害のある人のスポーツの推進	(ア)第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた環境整備等	障害者スポーツ県大会の参加人数 人：1,000人以上/年	—	562	581	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施し、ほぼすべての競技を開催することができた。	2年間の大会中止の影響で、これまで参加されてきた参加者が戻っていない状況にある。県障害者スポーツ協会や市町障害福祉主管課等と一層連携を図りながら、参加者の拡充を進める。
(1)②障害のある人の文化・芸術活動の推進	(イ)造形活動への参加促進と発表機会の充実	障害者アート公募展の応募者数： 300人/年	268	319	291	291点の応募のうち98点を展示し、1,623人の入場者があった。	応募方法を簡素化し、より多くの障害者の方の作品出展・発表の機会につなげていく。
(1)③障害のある人の読書活動の推進	(ア)読書におけるバリアフリーの推進	「読書バリアフリー法」に基づいた県計画の策定	—	策定済	策定済	令和3年度に策定した計画に基づき、取組を実施した。 ・読書バリアフリーフォーラム ・啓発リーフレットの作成 ・研修会の実施	計画に基づいた取組を進める
(3)①障害のある人の本人活動や交流への支援	(ア)本人活動の支援	ピアサポート活動の充実	14	18	25	各市町担当者にペアレントメンターの説明や研修の見学を呼びかける等、ペアレントメンターに関する周知を図った。R3年度は各市町から4名の受講があった。	ペアレントメンターの活用事例を具体的に提示し、養成の必要性を市町に認識してもらえるよう取り組んでいく必要がある。

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

指標	目標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	備考	主な実績・成果・評価	課題と対応
共生のまちづくり							
差別解消に関する講座の実施	<R5年度目標> 50回/年	44	42	51	新規項目 重点的取組	コロナ禍で、研修の場等の機会が減少したが、Zoomや動画配信を利用するなど、開催方法を工夫して実施した。	令和6年4月1日に施行される差別解消法の改正も踏まえ、幅広い層への周知が必要であることから、企業等に研修に取り入れていただくよう働きかけを強化するとともにwebを利用した啓発を実施していく。
障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会未設置の市町に対する働きかけの実施	<R8年度目標> 未設置の全市町への働きかけ (毎年度)				新規項目	圏域ごとに県(健康福祉事務所を含む)、市町担当者、アドボケーターが参加する圏域情報交換会を実施するなどして連携した体制強化に努めた。差別解消支援地域協議会未設置の市町に対する働きかけも引き続き行った	県、当事者に一番身近な市町担当職員とアドボケーターとの連携を密にするため、引き続き情報交換会を実施していく。
地域アドボケーター、市町担当者、県による圏域ごとの情報交換会の実施	<R8年度目標> 毎年度1回	年1回	年1回	年0回	新規項目		
意思決定支援に関する研修修了者数	<R5年度目標> 150人 (R3~R5年度累積)	—	24人 (累積)	41人 (累積)	新規項目 重点的取組	令和3年度から新たに実施した研修であり、令和3年度に26名、令和4年度に15名が受講した。新型コロナウイルスの影響により、研修募集定員を減らしたが、無事に研修を実施することができた。	引き続き、研修の周知に努め、相談支援専門員への理解促進および障害のある当事者の意思決定支援の充実に努める。
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣回数	<R8年度目標> 12,400回/年	6,290回	7,540回	7,910回	—	R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだが、R3年度は増加し、R4年度も回復傾向にある。	引き続き意思疎通支援者の養成を進めるとともに、遠隔手話通訳サービスの周知などに努める。
視覚障害者IT相談支援件数	<R8年度目標> 440件/年	687件	742件	762件	新規項目	コロナ対策を講じながら、iPhoneの使い方等、視覚障害者の要望が多い事項について支援を行った。コロナ禍の対応の中で、直接の訪問ではなく電話での対応でも解決できる相談もあることが分かった。	訪問サポートは好評であるが、申込から訪問まで1か月以上待つていただく状況が続いており、待ち時間の削減が課題である。
ITサロン利用者数	<R8年度目標> 2,210人/年	1,281人	988人	1311人	新規項目	コロナ禍では利用者数の減少があったものの、R4年度において回復傾向にある。	コロナ禍も収まりつつあることから、改めて、サロンの利用について周知を図っていく必要がある。
駅のバリアフリー化率(乗客1日3千人以上)	<R5年度目標> 100%	88.9%	90.50%	90.50%	重点的取組	鉄道事業者および市町が実施する鉄道駅のバリアフリー化等に対して費用の一部を補助することにより、県内鉄道駅のバリアフリー化に寄与した。	県内鉄軌道駅のバリアフリー化を促進するため、鉄軌道駅に関する段差の解消等に係る施設整備費用を継続的に支援していく必要がある。

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

指標	目標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	備考	主な実績・成果・評価	課題と対応
ともに暮らす							
障害福祉サービス事業所等のサービス自己評価実施率	<R8年度目標> 100%	64.0%	67.3%	57.7%	-	この数年、実施率はほぼ横ばいとなっているが、令和4年度実績が減となった。	自己評価を実施することによる、具体的な効果などを周知していく。また、令和4年度数値が減少したため、令和5年度については、継続的に自己評価の実施を呼びかけ、令和3年度実績よりも増を目指す。
強度行動障害支援者養成研修修了者数	<令和5年度目標> 基礎：180人/年 実践：120人/年	基礎：108人 実践：51人	175人 72人	216人 125人	重点的取組	新型コロナウイルスの感染対策を講じながら、令和5年度目標を超える人数の受講者とする事ができた。	引き続き、研修の周知に努め、強度行動障害を有する者への理解促進および地域の人材育成に寄与するよう努める。
高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数	<R5年度目標> 30人 (R3~R5年度累積)	11	29	30	-	平成27年から実施した高次脳機能障害専門相談支援員研修者は計169人となり、保健、医療、福祉、介護等分野において高次脳機能障害の基礎知識について一定普及することができた。 各圏域において相談や連携を図るネットワークを整備してきたが、地域で主体となるのが3圏域に留まっていることや社会的行動障害に対応できる機関が少ないことから、当事者や家族が地域で望む暮らしができるよう、圏域特有の課題への対応や医療機関への高次脳機能障害の理解のための啓発・研修の開催や関係機関への働きかけが引き続き必要である。	高次脳機能障害のある方が適切な医療機関や支援機関につながる事ができるように、引き続き研修内で周知を行っていく。
難病患者支援従事者向け研修受講者数 ① 難病医療連携協議会実施研修 ② 保健所実施研修	<R5年度目標> 210名/年 180名/年	255名 120名	267名 63名	259名 85名	保健医療計画	コロナ禍により研修会や講演会の中止・縮小が続いた。交流会の実施は難しかったが、医療講演会についてはオンライン開催とすることで遠方からの参加者もあり、例年より参加者増となった。	実施内容によりオンライン開催や集合型開催など、開催方法を検討し、できるだけ参加しやすい研修会・医療講演会の実施に努める。また、実施内容や時期など、重ならないよう関係機関の連携に努める。
難病患者および家族向け講演会・交流会受講者数 ① 難病相談支援センター実施講演会等 ② 保健所実施講演会等	<R5年度目標> 570名/年 910名/年	104名 65名	848名 84名	1,205名 173名	保健医療計画	コロナ禍により研修会や講演会の中止・縮小が続いた。交流会の実施は難しかったが、医療講演会についてはオンライン開催とすることで遠方からの参加者もあり、例年より参加者増となった。	実施内容によりオンライン開催や集合型開催など、開催方法を検討し、できるだけ参加しやすい研修会・医療講演会の実施に努める。また、実施内容や時期など、重ならないよう関係機関の連携に努める。
医療的ケア児者のレスパイト入院受入れ可能病院 および医療型短期入所可能事業所	<R5年度目標> 各二次保健医療圏域に1か所以上整備	6/7圏域	6/7圏域	6/7圏域	保健医療計画	新型コロナウイルス感染症により、医療機関におけるレスパイト受け入れが制限されていた影響から、利用者数、利用日数ともに減少し、新たな受け入れ先の整備には至らなかった。	感染症法改正後の利用状況を引き続き注視していくとともに、整備の進んでいない圏域の医療機関に働きかける必要がある。小児在宅医療整備事業においてレスパイト受け入れを行っている医療機関、事業所の情報共有を行うとともに、医療型短期入所開設促進事業（障害福祉課所管）の取組と連携していく。

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

指標		目標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	備考	主な実績・成果・評価	課題と対応
医療的ケア児者への訪問診療可能な診療所	各二次保健医療圏域に現在数以上整備	<R5年度目標>		54診療所		保健医療計画	小児在宅医療体制整備事業（びわこ学園委託）において、医療的ケアに関わる人材育成、連携体制の構築を推進しており、小児対応可能な事業所数は圏域により増加した箇所はあるものの、全体数は減少した。	引き続き小児在宅医療整備事業を推進し、小児在宅医療のシステム作りや小児在宅医療を担う人材育成に取り組んでいく。
小児在宅支援の受入れ可能な訪問看護ステーション				80施設	74施設			
ともに学び・育つ								
「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合	小	<R5年度目標> 100%	99.0%	99.9%	100.0%	第3期滋賀県教育振興基本計画	・「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成率は、小中学校は前年より上がり、個別の指導計画については小中学校ともに100%を達成した。高等学校においては、「個別の教育支援計画」の作成率は前年より上がったが、「個別の指導計画」については、中学校からの引き継ぎ数の増加に伴い作成数は増加しているものの、作成率は下がっている。	・小中学校においては、両計画の意義の理解、作成体制の構築が進んできたと考えられるが、高等学校においては、依然として課題である。 ・今後も引き続き県主催の研修会その他、市町教育委員会や学校への訪問において両計画の意義や特別支援教育推進体制を確認し、作成・活用のさらなる推進・充実および啓発を図っていく。また、教員の特別支援教育の専門性の向上を図りながら、障害のある児童生徒への支援体制の充実を図る。
	中	<R5年度目標> 100%	98.1%	99.6%	100.0%			
	高	<R5年度目標> 100%	95.4%	92.7%	88.9%			
「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合	小	<R5年度目標> 100%	90.40%	95.4%	98.2%	第3期滋賀県教育振興基本計画		
	中	<R5年度目標> 100%	89.90%	95.2%	98.7%			
	高	<R5年度目標> 100%	83.20%	80.3%	88.0%			
ともに働く								
農業と福祉との連携による新たな取組件数	<R5年度目標> 35件/年	41	67	76	滋賀県基本構想実施計画	毎年増加しており、令和4年度末には76件と、令和5年度の目標を大きく上回り、農福連携への理解が拡大し、様々な取組が展開されるようになった。	障害のある人の特性や農業・農作業に対する農業分野・福祉分野の相互の理解促進とともに、地域の中で「顔の見える関係」の視点を重視して進める。	
県内のハローワーク登録者のうち、就業中の障害者の数	<R8年度目標> 10,000人/年	7,871	8,468	8,830	-	令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、一般就労した障害者の社会人としてのマナーや生活面の問題が課題としてあがっていたことから、社会人としての心構えや生活リズム、健康管理等について学ぶ研修会を実施するとともに、横のつながりを築き、職場での悩みなどを話し合う交流会を開催した。	令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、挙げられた9つの課題について、ひとつずつ対応を検討していく必要がある。	

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

指標	目標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	備考	主な実績・成果・評価	課題と対応
働き・暮らし応援センターで支援する在職者数	<R8年度目標> 4,300人/年	3,245	3,314	3,553	-	障害者の就労については、国と県で支援する就労および生活支援を行う「障害者就業・生活支援センター事業」と、県と市町で支援する職場開拓および定着支援を行う「働き・暮らし応援センター事業」を併せて行うことで、一体的な支援を効果的に実施している。	令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、関係機関の役割分担や働き・暮らし応援センターのマンパワー不足などの課題が挙げられており、地域における支援体制の充実に向け、圏域ごとに関係機関の適切な役割等の整理を行うなど検討を実施していく必要がある。
法定雇用率達成企業割合	<R8年度目標> 70%	56.2%	54.0%	58.6%	-	障害者働き・暮らし応援センター事業により職場開拓員を配置し、地域の企業を訪問する等、障害者雇用にかかる意向を把握するとともに、障害者のニーズにあった就業の場を開拓している。	令和4年6月1日現在における県内の障害者雇用状況は、民間企業の実雇用率が2.46%、法定雇用率達成企業の割合が58.6%と、いずれも全国平均を上回っているが、半数近くの企業で法定雇用率が達成できていないことから、企業に対する職場開拓を一層推進していく。
平均工賃の月額が30,000円以上の就労継続支援B型事業所の全体に占める割合	<R5年度目標> 30%	11.5%	11.8%	16.0%	重点的取組	障害福祉サービス事業所における仕事おし事業等により、就労支援事業所等にアドバイザーを派遣し、経営や業務の改善指導などを行うとともに、農福連携に取り組む事業所の支援を実施し、就労収入の向上を図った。	就労継続支援B型事業所の利用者の平均工賃が3万円以上の事業所の割合は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度から令和2年度にかけて減少しており、令和3年度、令和4年度と増加したものの、目標の30%を達成できていないことから、引き続き、業務改善支援、仕事の創出支援等を行う必要がある。
ともに活動する							
障害者スポーツ県大会の参加人数	<R4年度目標> 1,000人以上/年	-	562	581	第2期滋賀県スポーツ推進計画	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施し、ほぼすべての競技を開催することができた。	2年間の大会中止の影響で、これまで参加されてきた参加者が戻っていない状況にある。県障害者スポーツ協会や市町障害福祉主管課等と一層連携を図りながら、参加者の拡充を進める。
障害者アート公募展への応募者数	<R8年度目標> 300人/年	268	319	291	-	319点の応募のうち94点を展示し、前年より651人多い1943人の入場者があった。	応募方法を簡素化し、より多くの障害者の方の作品出展・発表の機会につなげていく。

(3) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る目標一覧

項目		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度目標	備考	主な実績・成果・評価	課題と対応
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	①福祉施設入所者のうち、地域生活に移行する者の人数	19人	7人	3人	49人 (R3年度～R5年度の累積)	※市町における目標人数の総数	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響により、入所施設等において断続的に陽性者が発生し、移行者数が伸び悩んでいるものの、モデル事業を活用し、地域移行のための体験利用機会を確保することができた。 ・施設整備補助金の利用によりGHを新規創設し、県内地域における生活する場の整備を進めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業に実施により明らかになった課題等について、国への制度提案を行うとともに、他圏域への展開に向けた検討を行い、地域生活の実現に取り組む。
	②県内障害者支援施設における入所定員数(県立施設を除く)	989人	979人	979人	999人	※県外施設入所者や在宅生活困難者の受入れを行えるよう、H29年時の定員数を維持		
	③県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数	6人 (H30年度～R2年度の移行者数累積)	1人 R3年度実績	3人 R4年度実績	15人 (R3年度～R5年度の累積)	県独自項目 ※市町における目標人数の総数 ※R元年度末の県外入所者の実人数：166人		
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数		315日 (H28年度実績)	331日 (H30年度実績)	316日	新規項目	住宅課と連携し、不動産関係者等に対して精神障害についての正しい理解促進の取組が実施できた。	取組を継続して実施する。
	②精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数	811人	792人	763人	749人	-		
	③精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数	331人	331人	306人	292人	-		
	④精神科入院後3か月時点の退院率	72% (H29年度実績)	72% (H29年度実績)	69% (H30年度実績)	73%	-		
	⑤精神科入院後6か月時点の退院率	88% (H29年度実績)	88% (H29年度実績)	84% (H30年度実績)	89%	-		
	⑥精神科入院後1年時点の退院率	93% (H29年度実績)	93% (H29年度実績)	90% (H30年度実績)	94%	-		
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	5 (圏域3、市町2) 整備済み	8 (圏域3、市町5) 整備済み	8 (圏域3、市町5) 整備済み	各市町または各圏域に少なくとも1つ確保する。 確保済みの場合は機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。	-	各地域での拠点確保のため、各市町や地域自立支援協議会において検討・尽力されてきた結果、拠点整備率の全国平均を上回る形で進めることができた。	引き続き、拠点整備に係る好事例等の情報提供に努め、令和6年度末までに全県において拠点整備を進める。	
4 福祉施設から一般就労への移行等	①福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者	152人	161人	181人	全体：215人 就労移行支援：103人 就労継続支援A型：33人 就労継続支援B型：63人	-	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業所から一般就労した障害者は令和4年度181人と令和3年度実績を上回ったものの、目標を達成できていない。 福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合は36.7%と目標を達成できていないが、就労定着率は83.33%と目標である7割以上を達成している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も障害者の一般就労や職場定着を一層促進するために障害者本人や事業主への支援が必要であることから、引き続き就労支援を行う職員が受講するジョブコーチ養成研修の費用を補助し、支援力の向上を図る。
	②福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合	-	38.2	36.7	70%	新規項目		
	③就労定着支援事業所ごとの就労定着率(過去三年間の就労定着支援の総利用者数の内前年度末時点の就労定着者数の割合)		72.20%	83.33%	R5年度における就労定着率が8割以上の事業所を7割以上とする	新規項目		

(3) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る目標一覧

項目		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度目標	備考	主な実績・成果・評価	課題と対応
5 障害児支援の提供体制の整備	①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	5圏域において11か所の整備済	7圏域において14か所の整備済	7圏域において14か所の整備済	児童発達支援センターもしくは児童発達支援を中心とした各事業所の連携による同等の機能について各市町または各福祉圏域に1カ所以上整備	—	各市町が運営する、児童発達支援センターへの運営支援等を実施した。	小児保健医療センター療育部による巡回支援や、人員の加配に対する補助事業などの支援を継続して行っていく。
	②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	6圏域において22か所の整備済	7圏域において24か所の整備済	7圏域において26か所の整備済	全市町で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	—	圏域単位では、全ての圏域で事業所が運営されている。	プランの目標達成に向けて、未設置の市町での開設を促す。
	③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	—	—	—	児童発達支援センター等と県立聾話学校や小児保健を担当する医療機関等との連携を促進し、難聴児支援のため体制を確保に向けた取組を進める	新規項目	なし	関係機関の連携と役割分担について協議を行って進めていく必要がある。
	④重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	5圏域において19か所の整備済	5圏域において19か所の整備済	5圏域において18か所の整備済	各市町または各圏域に少なくとも1カ所以上確保	—	事業所数は横ばいの状況であり、特に県北部で事業所がない状況。	県北部での事業実施に向けた取組を進める必要がある
	⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	—	6圏域で設置	7圏域で設置	各市町または各福祉圏域に少なくとも一つ設置	—	・県内すべての圏域で医療的ケア児支援のための協議の場が設置された。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として
	⑥医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる体制の整備	—	研修受講者99名 コーディネーター養成研修修了者21名	研修受講者329名 コーディネーター養成研修修了者21名	各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を中心とした体制を整備	新規項目	・医療的ケア児者支援コーディネーター養成については、継続して実施し、新規修了者を確保している。 ・各市町における医療的ケア児等コーディネーターの活用や役割の認識については、差がみられる。	・コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況の把握と検討 ・各市町によるコーディネーター養成研修修了者活用、役割整理の働きかけ ・同修了者の名簿掲載および情報提供を継続する。
6 相談支援体制の充実・強化	①総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制を強化する体制	—	14市町	16市町	各市町または各福祉圏域において、体制を確保	新規項目	相談支援事業所数の増加に伴い、より身近な地域での相談支援体制整備を進めることができた。	障害児(者)の希望とそれぞれのライフステージに応じた地域生活を支援するため、相談支援の充実を図る。
	②主任相談支援専門員の配置	—	17人	32人	34人	新規項目 県独自項目	新型コロナウイルスの影響により、研修募集定員を減らしたが、無事に研修を実施することができた。	市町等から相談支援専門員のさらなる養成について要望が寄せられており、研修の質を保ちながら、研修の充実に努める。
7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組を実施する体制を構築	—	14市町	16市町	サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を各市町において構築	新規項目	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用：16市町 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有：11市町	市町職員に対し障害福祉サービス等に関する研修等の受講を推進していく。	

(4) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項目	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込	備考	主な実績・成果・評価	課題・対応
1 福祉施設から一般就労への移行等									
①就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	131	151	168	178人	189人	199人	R元年度実績：156人	令和3年度に作成した「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」を各関係機関に周知し、関係機関の適切な役割分担と連携についての理解を図るとともに、各圏域にあわせた連携のあり方の検討の必要性を伝えた。	法律・国通知等に基づく適切な役割分担と連携の在り方を周知するとともに、各圏域にあわせた連携の在り方の検討を促すことにより、段階的に就労に向けた訓練を行うなど、地域での主体的な取組および関係機関との連携を図ります。
②障害者に対する職業訓練の受講者数	2	18	17	95人	100人	105人	R元年度実績：3人		
③福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	242	368	375	277人	294人	310人	R元年度実績：244人		
④福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	111	57	76	115人	115人	115人	R元年度実績 119人 ※就労定着支援等の利用を希望しない者など等を想定		
⑤公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	53	63	106	68人	69人	70人	R元年度実績：66人		
7 発達障害者に対する支援									
①地域の支援体制の課題の把握および対応についての検討を行うために必要な協議の場の開催回数	3回 なし	2回 5回	2回 3回	全体会2回/年 ※上記と別に検討部会を実施	全体会2回/年 ※上記と別に検討部会を実施	全体会2回/年 ※上記と別に検討部会を実施	R元年度実績：3回	開催回数については、令和4年度時点で令和5年度目標を達成できたが、パンフレットやチラシ（自己チェックリスト）等のさらなる周知を図る必要がある。	引き続き、地域の発達障害支援体制の課題把握および対応についての検討を行うために、年間2回の協議会を行う。
②発達障害者支援センターによる相談支援件数	885人 (7,855件)	787人 (7,084件)	849人 (5,801件)	1,000人 (8,000件)	1,000人 (8,000件)	1,000人 (8,000件)	R元年度実績：1028人	一般的な相談は各市町相談窓口（一次支援機関）で対応し、より高度な相談や困難事例についてケアマネ支援事業所（二次支援機関）、さらに県発達障害者支援センター（三次支援機関）で対応するための周知に取り組んできた。	一次、二次、三次支援機関の重層的な支援体制を構築していくとともに、県発達障害者支援センター（三次支援機関）の果たすべき役割の明確化と機能強化を図っていく。
③発達障害者支援センターおよび発達障害者ケアマネジメント支援事業所の関係機関への助言件数 (ア)発達障害者支援センター (イ)発達障害者ケアマネジメント支援事業所	1,075件 1,449件	809件 1,848件	786件 1,283件	750件 2,000件	750件 2,000件	750件 2,000件	R元年度実績： (ア)672件 (イ)1,730件	関係機関へのコンサルテーションを継続することで、相談支援担当者のスキル向上が図られている。	発達障害者支援ケアマネージャーを福祉圏域に偏りなく、継続的に養成していく。

(4) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項目	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込	備考	主な実績・成果・評価	課題・対応
④発達障害者支援センターおよび発達障害者ケアマネジメント支援事業所の外部機関や地域住民への研修、啓発件数 (ア)発達障害者支援センター (イ)発達障害者ケアマネジメント支援事業所	81回	157回	86回	140回	140回	140回	R元年度実績： (ア)130回 (イ)14回	令和4年度は、高校・大学・就労分野から、それぞれの支援の現状と課題について話題提供とグループワークによる情報交換を実施した。情報交換会においては出席者の増加がみられることから、関心の高いテーマであると考えられる。	発達障害のある学生が卒業後の自立した生活に進むためには、在学中から高校や大学と地域が連携して支援に取り組む必要があることから、引き続き情報交換会を開催していく。
⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数		0名	35名	35名	35名	35名	新規項目	令和4年度時点で令和5年度目標を達成し、一定の情報提供を図ることができた。	受講対象者を各市町療育教室担当者にも広げ、毎年、35名(延べ人数)以上の実受講者が募れるよう、努めていく。
⑥ペアレントメンターの人数	14名	18名	25名	30名	40名	50名	新規項目	ペアレントメンターについては、各市町で活用いただいているが、十分に活用しきれてない現状がある。	県発達障害者支援センターとも、ペアレントメンターの情報を共有し、市町を超えて活用できる体制を検討していく。
⑦ピアサポートの活動への参加人数	14名	18名	25名	30名	40名	50名	新規項目		
⑧発達障害者支援センターによる相談において、市町と協働して関わった割合	—	11.1%	51.2% (関係機関と協働)	25%	30%	35%	新規項目 県独自項目	県発達支援センターの市町に対するコンサルテーション(支援者支援)が十分実施できていない。	県発達障害者支援センター、発達障害者ケアマネジメント支援事業所、市町が連携して支援ができる体制について検討をする必要がある。
8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築									
①精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助利用者数 (ア)地域移行支援 (イ)地域定着支援 (ウ)共同生活援助 (エ)自立生活援助	—	10人 15人 305人 13人	7人 7人 313人 11人	(ア)15人 (イ)15人 (ウ)193人 (エ)14人	(ア)16人 (イ)17人 (ウ)211人 (エ)17人	(ア)18人 (イ)20人 (ウ)228人 (エ)20人	新規項目 ※市町計画の積み上げ	共同生活援助は見込み量を上回ったが、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助は見込み量を下回った。	引き続き、精神障害に対応した地域移行支援の充実に取り組む。

(4) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項目	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込	備考	主な実績・成果・評価	課題・対応
9 相談支援体制の充実・強化のための取組									
①計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員数	—	318人	332人	296人	313人	336人	新規項目 県独自項目	滋賀県障害者自立支援協議会による研修の実施、圏域での相談支援体制整備のための検討会議への参画等を行い、地域の相談支援体制の充実・強化を図った。新型コロナウイルスの影響により、研修募集定員を減らしたが、無事に研修を実施することができた。	市町等から相談支援専門員のさらなる養成について要望が寄せられており、研修の質を保ちながら、研修の充実に努める。
10 障害福祉サービスの質を向上させるための取組									
①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	—	34人	68人	35人	35人	39人	新規項目 ※県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への各市町村職員1名以上の参加	障害者虐待防止・権利擁護研修会や障害者総合支援法等にかかる市町等新任職員説明会等を行い、市町職員の知識拡充に資することができた。	令和5年度以降は、市町の相談支援・支給決定事務の担当者との会議を開催していく。
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	—	55回	94回	94回	94回	97回	新規項目 ※市町見込みの積み上げ	新型コロナウイルス感染症対策の観点から、県ホームページにおいて集団指導資料を3月に公表した。指定障害福祉サービス事業者等集団指導の実施をWEB化することで、市町、健康福祉事務所および障害福祉サービス事業所に対し、実地指導結果として指示事項等を広く周知することができた。	令和5年度以降は、会場を確保し、参集型で実施することとする。(但し、その時々的情勢に合わせ柔軟に対応するものとする。) また、集団指導の機会を活用し、サービス向上に繋がる情報共有を行う。
③指導監査結果の関係市町村との共有	—	1回	1回	1回	1回	1回	新規項目		